

（仮称）小牧市第3老人福祉センター建設検討委員会設置要綱

〔平成30年6月29日
30小長第431号〕

（設置）

第1条 （仮称）小牧市第3老人福祉センターの建設のための基本構想及び基本計画の策定並びに基本設計に当たり必要な調査検討を行うため、（仮称）小牧市第3老人福祉センター建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) （仮称）小牧市第3老人福祉センターの利用者が期待する機能、役割等を把握し、及び分析すること。
- (2) その他（仮称）小牧市第3老人福祉センター建設に関し必要な事項（組織等）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 小牧市区長会連合会に属する者
- (2) 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会に属する者
- (3) 小牧市老人クラブ連合会に属する者
- (4) 市民団体に属する者
- (5) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者
- (6) 市内の地域包括支援センターに属する者
- (7) 小牧市老人福祉センターの指定管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 市内に在住する者で、老人福祉センターに関心のあるもの

3 委員は、第1条に規定する基本構想及び基本計画の策定並びに基本設計が完了したときに、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に關係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長寿・障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項の規定による委員の解任をもって、その効力を失う。